

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税・所得税

★ 蛍光灯からLEDへの切替工事

Q. 蛍光灯からLEDに切り替える場合の工事費は、どのように取り扱われますか？

A. 2027年末までに一般照明用の蛍光灯の製造や輸出入が段階的に廃止されることから、多くの企業でLED照明への切替えが進んでいます。

そこで問題となるのが、切替工事にかかった費用を「修繕費」として一度に経費計上できるのか、それとも「資本的支出」として減価償却しなければならないのかという点です。

税務上、修繕費とは資産を元の状態に戻したり、維持管理したりするための費用をいいます。

一方で、資産の価値を高めたり、使用可能期間を延ばしたりする支出は資本的支出として扱われます。そのため、単に蛍光灯をLEDランプへ交換するだけであれば、通常は修繕費として処理できます。

LED照明は省エネ効果が高いものの、蛍光灯をLEDランプに取り替えるだけでは、資産そのものの価値を高める工事とは考えられないためです。

しかし、照明器具全体を新しいLED照明器具に交換したり、配線設備や電気設備の工事を伴ったりする場合は注意が必要です。

このようなケースでは、建物附属設備である電気設備の取得とみなされ、資本的支出に該当する可能性があります。

資本的支出となった場合は、工事費用を一度に経費にするのではなく、耐用年数15年の建物附属設備として減価償却を行います。

つまり、単なるランプ交換なのか、それとも照明器具や配線設備を含めた工事なのかによって異なります。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/12.htm>

消費 税

★ 10月から控除割合が8割から7割へ

Q. 10月から消費税の特例控除が8割から7割になります。注意点はありますか？

A. インボイス制度では、免税事業者からの仕入れについても一定期間は仕入税額控除を認める経過措置が設けられています。しかし、この控除割合は令和8年10月1日以後に行う課税仕入れから、これまでの80%（8割）から70%（7割）へ引き下げられます。

重要なのは、8割か7割かの判定は「支払日」ではなく、「課税仕入れの時期」で行われることです。

不動産の賃料などでは、契約内容によって課税仕入れの時期が異なるため、前払いをした場合でも必ず8割控除になるわけではありません。

例えば、令和8年10月分の家賃を9月中に支払っていても、実際の賃貸期間が10月分であれば、控除割合は7割となります。

また、9月16日から10月15日までのように、賃貸期間が10月1日をまたぐ場合には、9月分は8割、10月分は7割として日割計算する方法が原則です。

ただし、契約内容によっては、取引単位ごとに判断し、全体を7割で処理することも認められています。

さらに、法人税の「短期前払費用」の特例を適用して1年分の家賃を前払いしている場合は、支払った時点で課税仕入れとなるため、その支払額全体について8割控除が適用されます。令和8年10月以降は、契約内容や課税仕入れの時期によって控除割合が変わるため、賃料などの支払時期や契約内容を事前に確認することが重要です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice-review/pdf/0026002-095.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-15.pdf>

所 得 税

★ 防衛特別所得税と非居住者

Q. 防衛特別所得税が開始されますが、非居住者はどのような取扱いになりますか？

A. 令和8年度税制改正により、新たに「防衛特別所得税」が創設され、令和9年1月1日以後に支払う所得から適用されます。

源泉徴収義務者は、これまでの所得税と復興特別所得税に加え、防衛特別所得税も併せて徴収し、国へ納付することになります。

この防衛特別所得税は、日本に住んでいない非居住者や外国法人に支払う国内源泉所得についても適用されます。

例えば、非居住者へ配当金や日本国内の不動産の賃料などを支払う場合には、令和9年1月以降、所得税・復興特別所得税とともに、防衛特別所得税も源泉徴収する必要があります。

なお、防衛特別所得税は、源泉徴収すべき所得税額の1%相当額として計算されます。一方で、復興特別所得税の税率は2.1%から1.1%へ引き下げられるため、両者を合わせた税率は従来と同じ2.1%となります。そのため、源泉徴収税額の計算方法や実際の徴収額に変更はありません。

例えば、上場株式の配当については、これまでどおり15.315%の税率で源泉徴収を行います。

また、日本と相手国との間で租税条約が締結されており、所得税が免除される場合や条約による軽減税率が適用される場合には、防衛特別所得税や復興特別所得税も課されません。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0026005-024_02.pdf

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0026005-024_03.pdf

★ 税務調査オンライン利用に関する Q&A

Q. オンラインでの税務調査の方法が明らかになったとか。どのようになりましたか？

A. 国税庁は、税務調査のデジタル化を進めるため、オンラインツールの利用を全国へ拡大する方針です。令和8年6月にはオンライン利用に関するQ&Aが改訂され、調査前の資料提出やWeb会議システム「Microsoft Teams」の利用方法など、具体的な運用ルールが示されました。オンライン調査では、メールやTeams、オンラインストレージ「PrimeDrive」、アンケート機能などを活用します。調査日程の調整や資料提出の依頼、担当者との連絡、Web会議の案内などは主にメールで行われ、必要に応じて資料を事前に電子データで提出することが求められます。メールでは1回につき最大20MBまでのファイルを送信でき、PrimeDriveを利用した資料の受け渡しも可能です。

一方で、オンライン調査には一定のルールも設けられています。Teamsでの税務調査では、録音や録画、チャット機能、文字起こし（トランスクリプション）、ホワイトボード機能の利用は禁止されています。利用できるのは画面共有機能のみで、税務署から資料が示されるほか、納税者側が画面共有を使って帳簿や資料を説明する場面も想定されています。

なお、調査をオンラインで実施するかどうかは、効率的な調査が可能かなどを踏まえて税務署が判断しますが、事前通知については従来どおり口頭で行われる取扱いに変更はありません。

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/onlinetool/pdf/08.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/pdf/0025008-078.pdf>

★ 税務調査手続きに関するFAQを改訂

Q. 税務調査手続きに関するFAQが公表されたとか。どのようなものがありましたか？

A. 国税庁は、一般の納税者向けに公表している「税務調査手続きに関するFAQ」を令和8年7月に改訂しました。今回の見直しでは、税務調査での帳簿書類の提示・提出（留置き・預かり）や、税務調査の事前通知に関する取扱いが分かりやすく整理されています。

帳簿や書類の提示・提出については、正当な理由なく拒否したり、虚偽の帳簿を提出したりした場合には、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科されることがあります。しかし、国税庁は、この罰則があるからといって強制的に提出を求めるものではなく、調査担当者が提示・提出の趣旨を説明し、納税者の理解と協力を得たうえで行うことを明確にしました。また、帳簿などが電子データの場合は、画面上で内容を確認できる状態で提示するほか、必要に応じて印刷した書類の提出や、USBなどの記録媒体へのコピー、e-Tax、オンラインストレージ、メールを利用した提出を求められることがあります。その際には、税務当局での電子データの取扱いについても説明するとしています。

さらに、税理士へ税務代理を依頼している場合の事前通知についても整理されました。税理士だけに事前通知を行うためには、税務代理権限証書に納税者の同意が記載されている必要があります。同意がない場合は、納税者本人と税理士の双方に事前通知が行われます。

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/h24/nozeikankyo/pdf/02.pdf>